【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月24日
【計算期間】	パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」 第36特定期間（自 2021年5月26日　至 2021年11月25日） パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」 第32特定期間（自 2021年5月26日　至 2021年11月25日）
【ファンド名】	パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」 パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　白勢　菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林　徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】
①ファンドの目的

主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」受益証券を通じて世界各国の高格付けの国債中心に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	**海外**	**債券**
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度 ※	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	**グローバル（日本を含まない）**		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年2回	グローバル		
不動産投信	年4回	日本	**ファミリーファンド**	あり（　　）
その他資産（投資信託証券（債券 公債（高格付））	**年6回（隔月）**	北米		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年12回（毎月）**	欧州		
	日々	アジア		
	その他（　　）	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	**なし**
		中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※決算頻度の属性について、「毎月タイプ」は「年12回（毎月）」、「年金タイプ」は「年6回（隔月）」に区分されます。

＜商品分類・属性区分の定義＞

・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
・債券…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
・その他資産（投資信託証券（債券 公債（高格付））…目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券（債券 公債…各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）、高格付…格付等クレジットによる属性で特にクレジットに対して明確な記載があるもの）に主として投資する旨の記載があるもの
・年6回（隔月）…目論見書または信託約款において、年6回（隔月）決算する旨の記載があるもの
※当ファンドにおいては、「年金タイプ」が該当します。
・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
※当ファンドにおいては、「毎月タイプ」が該当します。
・グローバル（日本を含まない）…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるもの
・ファミリーファンド…目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
・為替ヘッジなし…目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

1．マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界主要国の国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用を行います。

●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みをいいます。

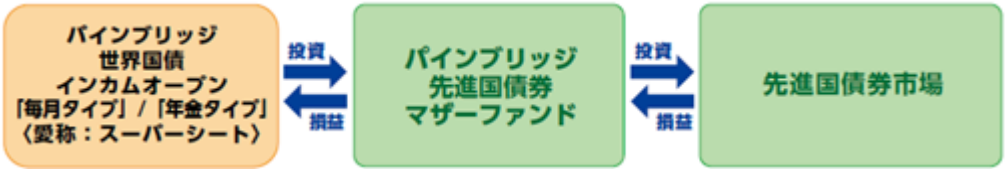

※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

2．環太平洋圏（米国ドル、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル等）への組入比率50%、欧州圏（ユーロ、英国ポンド、北欧通貨等）への組入比率50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案したうえで、ポートフォリオを構築します。組入対象となる世界主要国の国債は、A－またはA3 格相当以上の格付けを取得している銘柄に限定します。

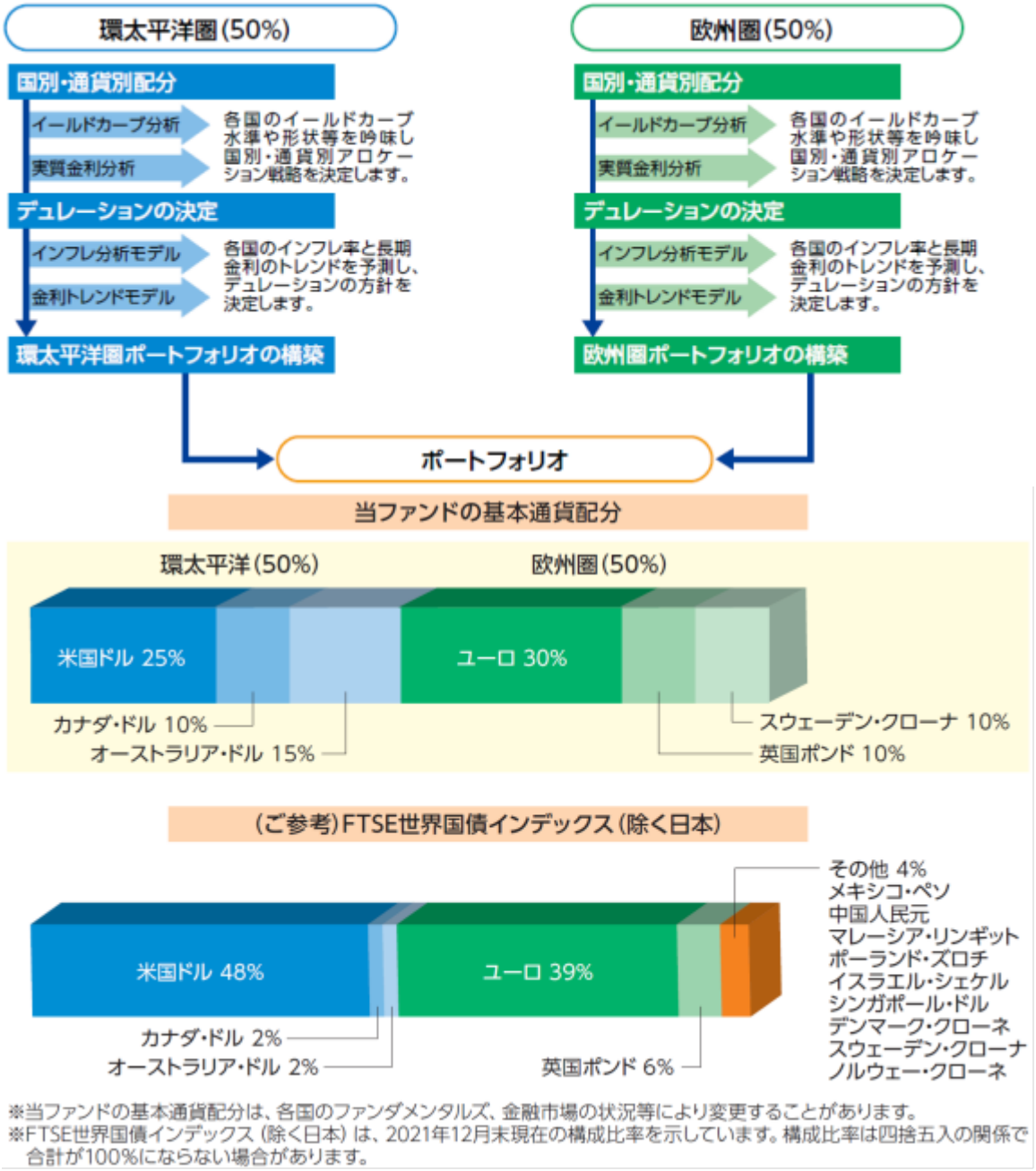

3．実質組入れの外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。

●世界主要通貨を分散して保有することにより、単一通貨に投資するよりも為替変動リスクを軽減することを目指します。

4．決算頻度により、「毎月タイプ」と「年金タイプ」の2つのタイプからお選びいただけます。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

・毎月タイプ：原則として、毎月25日に決算を行い、利子等収益を中心に分配を行います。

・年金タイプ：原則として、奇数月（1・3・5・7・9・11月）の各25日に決算を行い、利子等収益を中心に分配を行います。

※決算日が休業日の場合は、翌営業日になります。

≪当ファンドにおける先進国債券投資の特徴≫

投資対象となる主な先進国

※当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません。

投資対象となる先進国の信用格付け

信用力					
AAA	オーストラリア オランダ*	カナダ ノルウェー	デンマーク スウェーデン	ドイツ*	ルクセンブルク*
AA+	オーストリア* フィンランド* アメリカ	AA	ベルギー* フランス* イギリス	AA−	エストニア* アイルランド* スロベニア*
A+	スロバキア* ラトビア* リトアニア*	A	スペイン*	A−	マルタ*

（信用力：高い ↑ 低い ↓）

出所：ブルームバーグ（S&P自国通貨建て長期債格付け、2021年12月末現在）
*印はユーロ通貨圏を示しています。
※当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません。

主な投資対象国の10年国債利回り比較

● 日本と比較して相対的に魅力的な利回りが期待される傾向にあります。

主要国の10年国債利回りの推移（過去10年）

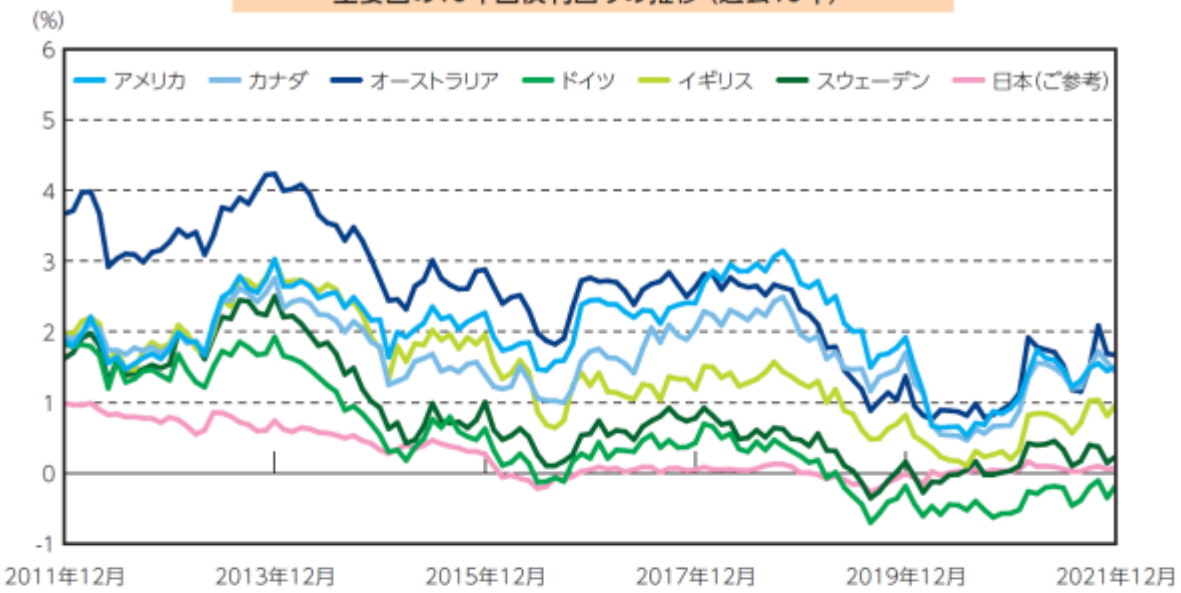

出所：ブルームバーグ（2011年12月末から2021年12月末）
※上記は、当ファンドが投資対象とする先進国のうち、主要な国についての利回り推移を示したものであり、全ての投資対象国について示したものではありません。当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません（当ファンドは日本には投資しません）。

主な投資対象通貨の変動比較

● 分散投資をすることによって、相対的に変動リスクを低減することができ、安定的なリターンを追求することが可能となります。

主要通貨（対円レート）の推移（過去10年）

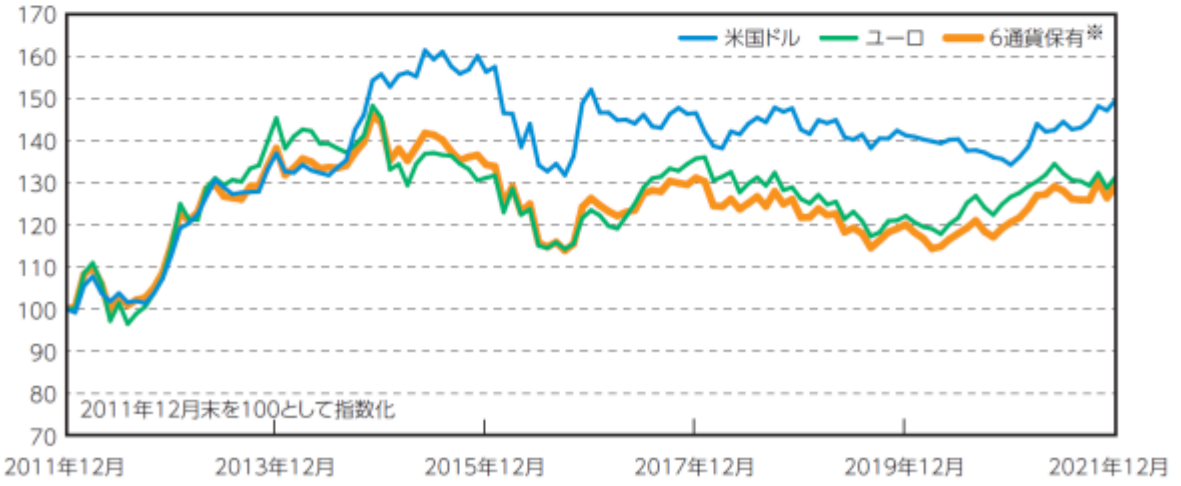

出所：ブルームバーグ（2011年12月末から2021年12月末）
※6通貨保有は、環太平洋圏５０％（米国ドル25%、カナダ・ドル１０%、オーストラリア・ドル15%）、欧州圏50％（ユーロ３０%、英国ポンド10%、スウェーデン・クローナ10%）を保有したと仮定して、対円レートをパインブリッジ・インベストメンツが計算したものです。

≪収益分配金に関する留意事項≫

●収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

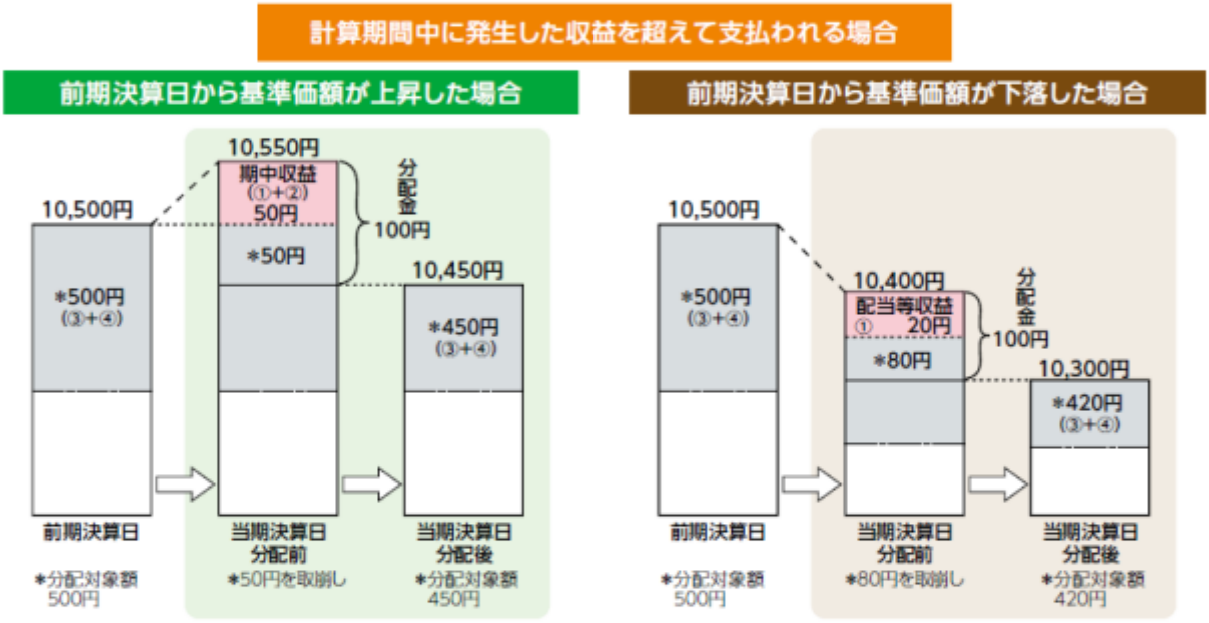

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

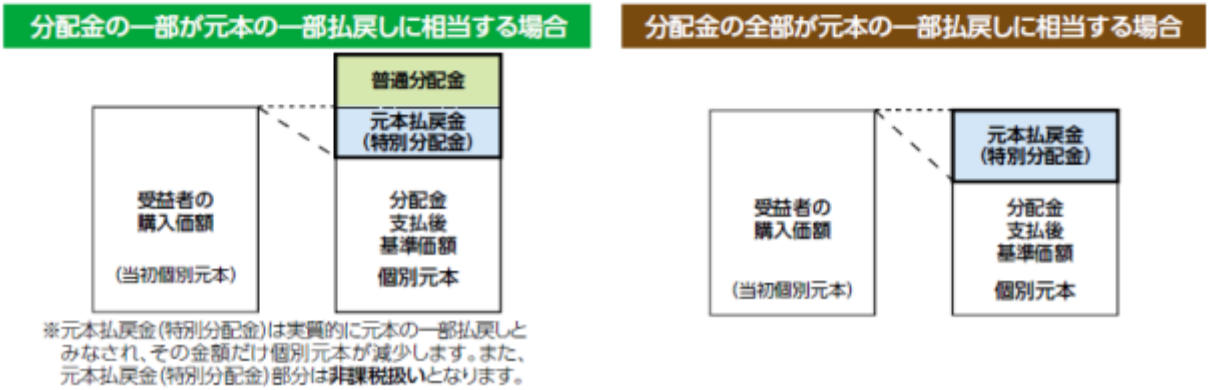

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④信託金限度額

各ファンドとも5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」

2003年12月29日　　ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2006年 1月 5日　　ファンド名称を「AIG世界国債インカムオープン」から「AIG世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」に変更

2009年12月 1日　　ファンド名称を「AIG世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」から「パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」に変更

パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」

2006年 1月10日　　ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月 1日　　ファンド名称を「AIG世界国債インカムオープン「年金タイプ」」から「パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」」に変更

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

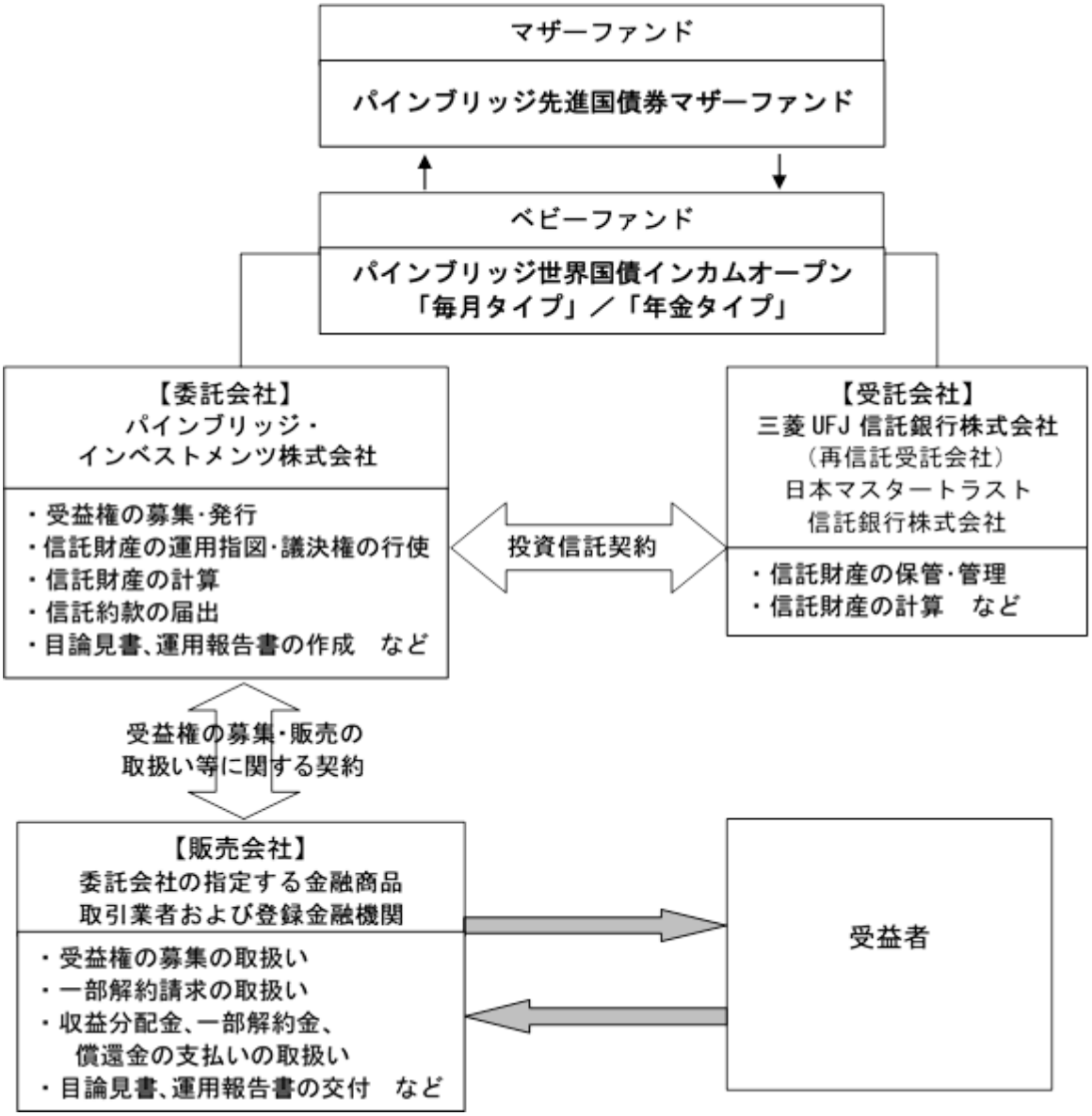

・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「 PineBridge　Investments 」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額　　1,000,000,000円（2021年12月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
1987年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
1997年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
2001年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に商号変更。
2002年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
2007年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
2008年 4月	AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
2008年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
2009年12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2021年12月末日現在）

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings Singapore Private Limited	10 Collyer Quay, #10-01 Ocean Financial Centre, Singapore 049315	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、主としてマザーファンド受益証券を通じて世界各国の高格付けの国債中心に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②運用方法

1．マザーファンド受益証券を通じて、主として日本を除く世界主要国の国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用します。

2．環太平洋圏通貨（米国ドル、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル等とします。）50%、欧州圏通貨（ユーロ、英国ポンド、北欧通貨等とします。）50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案したうえで、ポートフォリオを構築します。

3．外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

4．組入対象となる世界主要国の国債は、A－またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄、またはそれに準ずる銘柄に限定します。

5．資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権（イ．ニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換あるいは行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から7. の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前記17. の有価証券の性質を有するもの。

なお、前記6. の証券および8. ならびに13. の証券または証書のうち6. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から5. までの証券および8. ならびに13. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. の証券および10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

・委託会社の運用体制

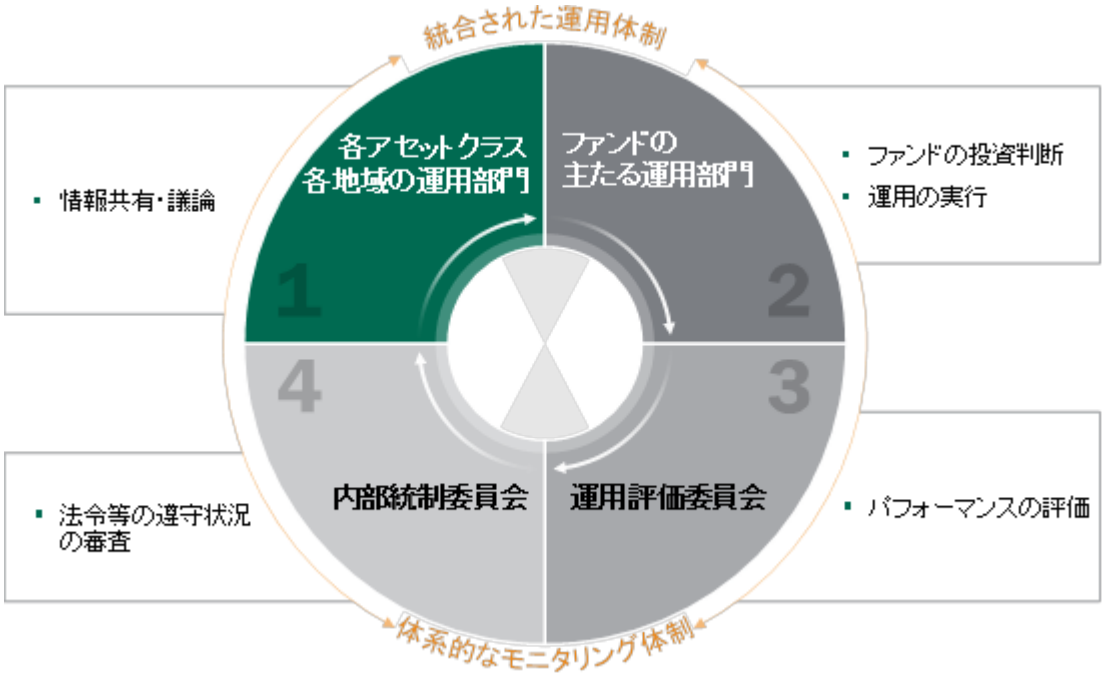

1．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（9名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

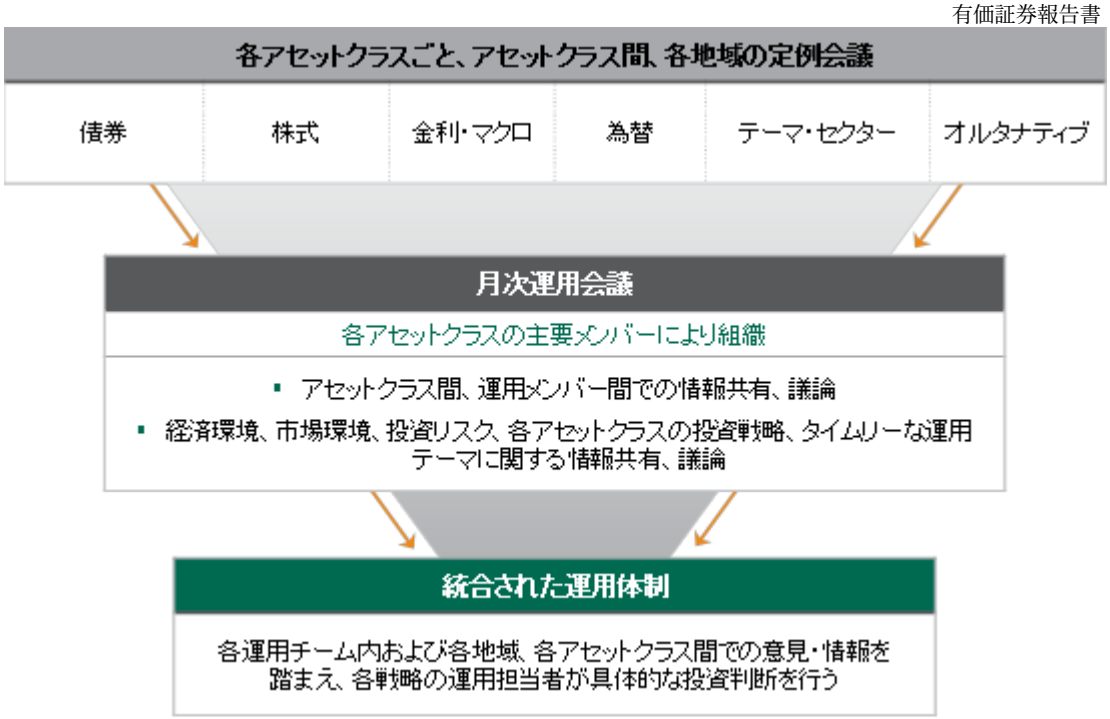

２．パフォーマンス評価とリスク管理

・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

３．ファンドの関係法人に対する管理体制

・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

４．当ファンドの運用担当者に係る事項

・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社　債券運用部
運用担当者：2名、平均運用経験年数：23年

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2021年12月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

①各ファンドの決算日および分配方針を以下のとおりとします。

＜決算日＞

・パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」
原則として毎月25日（休業日の場合は翌営業日）とします。

・パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」
原則として奇数月（1・3・5・7・9・11月）の各25日（休業日の場合は翌営業日）とします。

＜分配方針＞

１）分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。

２）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１）信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２）売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

３）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

１）収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

２）前記１）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

３）前記１）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

４）受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

①株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得したものへの投資に限るものとします。

②株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑧先物取引等の指図範囲

１）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいま

す。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③ に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

２）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

３）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③ に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③ に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑧で

規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑪資金の借入れ

１）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

３）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑬デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＜法令等による投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要

パインブリッジ先進国債券マザーファンド

１．基本方針

この投資信託は、主として日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

２．運用方法

（１）投資対象

A格以上の格付けを有する世界各国の国債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①主として日本を除く世界主要国の高格付けの国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用します。

②環太平洋圏への組入比率50%、欧州圏への組入比率50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案した上で、ポートフォリオを構築します。

③外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

④組入対象となる世界主要国の国債は、A－またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄、またはそれに準ずる銘柄に限定します。

⑤資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得したものへの投資に限るものとします。

②株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に世界主要国の国債中心に値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

①価格変動リスク

当ファンドが投資する債券は、一般に、経済・社会情勢、発行体の信用状況、財務状況、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

②信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

③金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

④為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての債券に投資しますので、為替変動リスクを伴います。一般的に外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給その他様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑦その他のリスク・留意点

1）カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2）有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3）解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4）資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5）収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

６）繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、各タイプの残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

７）取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

８）ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

９）収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

①運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

②法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

③内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

④運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

＜参考情報＞

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>　　<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

● 毎月タイプ

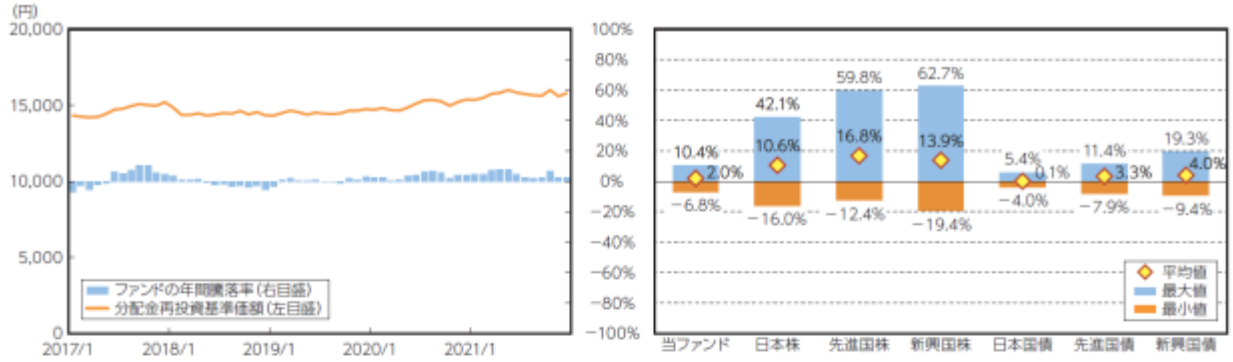

● 年金タイプ

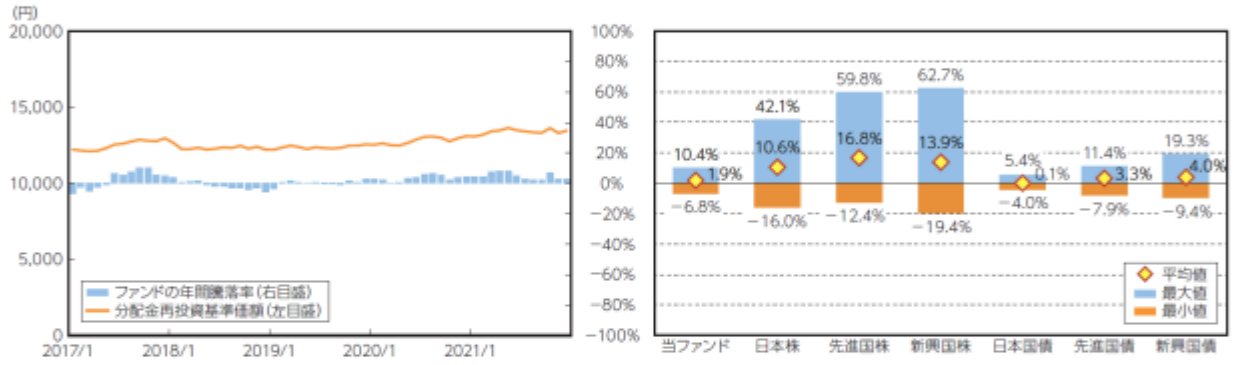

※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2017年1月～2021年12月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数(TOPIX)配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）
なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.968%（税抜年0.88%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

		各販売会社の純資産残高		
		50億円以下の部分	50億円超200億円以下の部分	200億円超の部分
信託報酬		0.968%（税抜0.88%）		
	委託会社	0.473%（税抜0.43%）	0.418%（税抜0.38%）	0.363%（税抜0.33%）
	販売会社	0.44%（税抜0.4%）	0.495%（税抜0.45%）	0.55%（税抜0.5%）
	受託会社	0.055%（税抜0.05%）	0.055%（税抜0.05%）	0.055%（税抜0.05%）

※販売会社の純資産残高は「パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」と「パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」」との合計額とします。

委託会社の受取る報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

②証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

④信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（1）から（4）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊１　個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③「毎月タイプ」と「年金タイプ」の両方を取得する場合はファンド毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＊２　元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2021年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

《1》パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」

（1）【投資状況】

（2021年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,896,257,345	96.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		78,393,375	3.97
合計（純資産総額）		1,974,650,720	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1．組入上位銘柄（2021年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	1,213,837,758	1.5502	1,881,691,292	1.5622	1,896,257,345	96.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2．種類別及び業種別投資比率（2021年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	96.03
合計	96.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産価額（円）		基準価額（円）	
第17特定期間末（2012年5月25日）	（分配付）	11,070,452,849	（分配付）	7,668
	（分配落）	10,616,398,081	（分配落）	7,368
第18特定期間末（2012年11月26日）	（分配付）	10,090,909,847	（分配付）	7,914
	（分配落）	9,688,619,837	（分配落）	7,614
第19特定期間末（2013年5月27日）	（分配付）	9,887,481,519	（分配付）	9,037
	（分配落）	9,540,688,472	（分配落）	8,737
第20特定期間末（2013年11月25日）	（分配付）	9,131,700,946	（分配付）	8,823
	（分配落）	8,818,126,484	（分配落）	8,523
第21特定期間末	（分配付）	8,778,179,650	（分配付）	8,682

（2014年5月26日）	（分配落）	8,474,287,211	（分配落）	8,382
第22特定期間末	（分配付）	8,921,879,957	（分配付）	9,229
（2014年11月25日）	（分配落）	8,623,224,036	（分配落）	8,929
第23特定期間末	（分配付）	8,008,519,921	（分配付）	8,518
（2015年5月25日）	（分配落）	7,725,294,711	（分配落）	8,218
第24特定期間末	（分配付）	7,129,805,542	（分配付）	8,052
（2015年11月25日）	（分配落）	6,860,832,309	（分配落）	7,752
第25特定期間末	（分配付）	6,141,373,364	（分配付）	7,259
（2016年5月25日）	（分配落）	5,883,811,245	（分配落）	6,959
第26特定期間末	（分配付）	5,298,306,615	（分配付）	6,833
（2016年11月25日）	（分配落）	5,134,305,429	（分配落）	6,633
第27特定期間末	（分配付）	4,710,631,310	（分配付）	6,765
（2017年5月25日）	（分配落）	4,601,682,716	（分配落）	6,615
第28特定期間末	（分配付）	4,326,628,490	（分配付）	6,837
（2017年11月27日）	（分配落）	4,228,244,044	（分配落）	6,687
第29特定期間末	（分配付）	3,833,541,163	（分配付）	6,396
（2018年5月25日）	（分配落）	3,747,701,396	（分配落）	6,256
第30特定期間末	（分配付）	3,353,852,195	（分配付）	6,304
（2018年11月26日）	（分配落）	3,286,646,703	（分配落）	6,184
第31特定期間末	（分配付）	2,998,724,642	（分配付）	6,160
（2019年5月27日）	（分配落）	2,938,500,692	（分配落）	6,040
第32特定期間末	（分配付）	2,677,085,417	（分配付）	6,096
（2019年11月25日）	（分配落）	2,635,194,143	（分配落）	6,006
第33特定期間末	（分配付）	2,457,180,056	（分配付）	6,099
（2020年5月25日）	（分配落）	2,432,427,020	（分配落）	6,039
第34特定期間末	（分配付）	2,337,411,823	（分配付）	6,234
（2020年11月25日）	（分配落）	2,314,195,550	（分配落）	6,174
第35特定期間末	（分配付）	2,210,499,713	（分配付）	6,444
（2021年5月25日）	（分配落）	2,189,243,886	（分配落）	6,384
第36特定期間末	（分配付）	2,023,454,545	（分配付）	6,317
（2021年11月25日）	（分配落）	2,003,586,018	（分配落）	6,257
2020年12月末日		2,294,950,451		6,223
2021年 1月末日		2,236,608,955		6,203
2月末日		2,224,033,257		6,246
3月末日		2,206,619,608		6,342
4月末日		2,196,943,272		6,359
5月末日		2,202,973,827		6,423
6月末日		2,156,567,923		6,345
7月末日		2,125,668,993		6,298
8月末日		2,088,574,542		6,257
9月末日		2,046,722,426		6,231
10月末日		2,066,547,934		6,371
11月末日		1,983,498,920		6,200
12月末日		1,974,650,720		6,271

（注）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

②【分配の推移】

期　　間		１万口当たりの分配金
第17特定期間	自　2011年11月26日 至　2012年 5月25日	300円
第18特定期間	自　2012年 5月26日 至　2012年11月26日	300円
第19特定期間	自　2012年11月27日 至　2013年 5月27日	300円
第20特定期間	自　2013年 5月28日 至　2013年11月25日	300円
第21特定期間	自　2013年11月26日 至　2014年 5月26日	300円
第22特定期間	自　2014年 5月27日 至　2014年11月25日	300円
第23特定期間	自　2014年11月26日 至　2015年 5月25日	300円
第24特定期間	自　2015年 5月26日 至　2015年11月25日	300円
第25特定期間	自　2015年11月26日 至　2016年 5月25日	300円
第26特定期間	自　2016年 5月26日 至　2016年11月25日	200円
第27特定期間	自　2016年11月26日 至　2017年 5月25日	150円
第28特定期間	自　2017年 5月26日 至　2017年11月27日	150円
第29特定期間	自　2017年11月28日 至　2018年 5月25日	140円
第30特定期間	自　2018年 5月26日 至　2018年11月26日	120円
第31特定期間	自　2018年11月27日 至　2019年 5月27日	120円
第32特定期間	自　2019年 5月28日 至　2019年11月25日	90円
第33特定期間	自　2019年11月26日 至　2020年 5月25日	60円
第34特定期間	自　2020年 5月26日 至　2020年11月25日	60円
第35特定期間	自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	60円

第36特定期間	自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日	60円

③【収益率の推移】

期　　間		収　益　率
第17特定期間	自　2011年11月26日 至　2012年 5月25日	3.5%
第18特定期間	自　2012年 5月26日 至　2012年11月26日	7.4%
第19特定期間	自　2012年11月27日 至　2013年 5月27日	18.7%
第20特定期間	自　2013年 5月28日 至　2013年11月25日	1.0%
第21特定期間	自　2013年11月26日 至　2014年 5月26日	1.9%
第22特定期間	自　2014年 5月27日 至　2014年11月25日	10.1%
第23特定期間	自　2014年11月26日 至　2015年 5月25日	△4.6%
第24特定期間	自　2015年 5月26日 至　2015年11月25日	△2.0%
第25特定期間	自　2015年11月26日 至　2016年 5月25日	△6.4%
第26特定期間	自　2016年 5月26日 至　2016年11月25日	△1.8%
第27特定期間	自　2016年11月26日 至　2017年 5月25日	2.0%
第28特定期間	自　2017年 5月26日 至　2017年11月27日	3.4%
第29特定期間	自　2017年11月28日 至　2018年 5月25日	△4.4%
第30特定期間	自　2018年 5月26日 至　2018年11月26日	0.8%
第31特定期間	自　2018年11月27日 至　2019年 5月27日	△0.4%
第32特定期間	自　2019年 5月28日 至　2019年11月25日	0.9%
第33特定期間	自　2019年11月26日 至　2020年 5月25日	1.5%
第34特定期間	自　2020年 5月26日 至　2020年11月25日	3.2%
第35特定期間	自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	4.4%

第36特定期間	自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日	△1.0%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。
収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期　間		設定口数	解約口数
第17特定期間	自　2011年11月26日 至　2012年 5月25日	143,931,539	2,251,274,370
第18特定期間	自　2012年 5月26日 至　2012年11月26日	74,020,332	1,757,223,076
第19特定期間	自　2012年11月27日 至　2013年 5月27日	304,057,956	2,109,414,053
第20特定期間	自　2013年 5月28日 至　2013年11月25日	426,586,271	1,000,213,696
第21特定期間	自　2013年11月26日 至　2014年 5月26日	803,677,447	1,039,371,416
第22特定期間	自　2014年 5月27日 至　2014年11月25日	675,643,331	1,128,732,876
第23特定期間	自　2014年11月26日 至　2015年 5月25日	405,455,712	662,562,067
第24特定期間	自　2015年 5月26日 至　2015年11月25日	118,748,781	669,087,152
第25特定期間	自　2015年11月26日 至　2016年 5月25日	129,676,625	524,457,305
第26特定期間	自　2016年 5月26日 至　2016年11月25日	107,964,556	822,100,236
第27特定期間	自　2016年11月26日 至　2017年 5月25日	37,063,173	821,634,487
第28特定期間	自　2017年 5月26日 至　2017年11月27日	33,105,020	666,301,599
第29特定期間	自　2017年11月28日 至　2018年 5月25日	55,496,402	388,645,810
第30特定期間	自　2018年 5月26日 至　2018年11月26日	71,483,151	746,893,932
第31特定期間	自　2018年11月27日 至　2019年 5月27日	53,502,950	503,092,927
第32特定期間	自　2019年 5月28日 至　2019年11月25日	9,832,734	487,432,310
第33特定期間	自　2019年11月26日 至　2020年 5月25日	6,970,330	366,906,815
第34特定期間	自　2020年 5月26日 至　2020年11月25日	8,086,306	287,309,808

第35特定期間	自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	5,457,889	324,407,917
第36特定期間	自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日	4,879,303	232,195,960

（注）上記は、すべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

《2》パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」

（1）投資状況

（2021年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	188,692,832	94.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		9,981,527	5.02
合計（純資産総額）		198,674,359	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位銘柄（2021年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	120,786,604	1.5541	187,714,461	1.5622	188,692,832	94.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

２．種類別及び業種別投資比率（2021年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	94.98
合計	94.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）運用実績

①純資産の推移

	純資産価額（円）		基準価額（円）	
第13特定期間末（2012年5月25日）	（分配付）	1,105,775,305	（分配付）	7,052
	（分配落）	1,062,418,956	（分配落）	6,782
第14特定期間末（2012年11月26日）	（分配付）	1,028,572,131	（分配付）	7,284
	（分配落）	989,055,777	（分配落）	7,014
第15特定期間末（2013年5月27日）	（分配付）	963,648,645	（分配付）	8,324
	（分配落）	948,443,164	（分配落）	8,204
第16特定期間末（2013年11月25日）	（分配付）	859,909,052	（分配付）	8,291
	（分配落）	846,998,435	（分配落）	8,171
第17特定期間末（2014年5月26日）	（分配付）	681,965,322	（分配付）	8,316
	（分配落）	671,644,371	（分配落）	8,196
第18特定期間末	（分配付）	668,307,615	（分配付）	9,034

（2014年11月25日）	（分配落）	659,220,701	（分配落）	8,914
第19特定期間末	（分配付）	573,782,805	（分配付）	8,502
（2015年5月25日）	（分配落）	565,436,738	（分配落）	8,382
第20特定期間末	（分配付）	533,000,233	（分配付）	8,210
（2015年11月25日）	（分配落）	525,070,978	（分配落）	8,090
第21特定期間末	（分配付）	471,773,170	（分配付）	7,575
（2016年5月25日）	（分配落）	464,177,885	（分配落）	7,455
第22特定期間末	（分配付）	436,502,038	（分配付）	7,323
（2016年11月25日）	（分配落）	429,187,213	（分配落）	7,203
第23特定期間末	（分配付）	394,183,136	（分配付）	7,346
（2017年5月25日）	（分配落）	387,559,703	（分配落）	7,226
第24特定期間末	（分配付）	387,197,341	（分配付）	7,468
（2017年11月27日）	（分配落）	380,878,806	（分配落）	7,348
第25特定期間末	（分配付）	333,662,813	（分配付）	7,031
（2018年5月25日）	（分配落）	327,845,634	（分配落）	6,911
第26特定期間末	（分配付）	316,900,285	（分配付）	6,961
（2018年11月26日）	（分配落）	311,326,887	（分配落）	6,841
第27特定期間末	（分配付）	294,458,746	（分配付）	6,810
（2019年5月27日）	（分配落）	289,248,316	（分配落）	6,690
第28特定期間末	（分配付）	269,942,736	（分配付）	6,750
（2019年11月25日）	（分配落）	266,596,073	（分配落）	6,670
第29特定期間末	（分配付）	251,370,257	（分配付）	6,774
（2020年5月25日）	（分配落）	249,093,747	（分配落）	6,714
第30特定期間末	（分配付）	240,155,211	（分配付）	6,931
（2020年11月25日）	（分配落）	238,002,910	（分配落）	6,871
第31特定期間末	（分配付）	217,506,175	（分配付）	7,174
（2021年5月25日）	（分配落）	215,592,426	（分配落）	7,114
第32特定期間末	（分配付）	200,642,175	（分配付）	7,042
（2021年11月25日）	（分配落）	198,909,598	（分配落）	6,982
2020年12月末日		237,031,851		6,937
2021年 1月末日		227,917,312		6,907
2月末日		223,814,093		6,966
3月末日		225,145,571		7,063
4月末日		215,665,372		7,095
5月末日		212,930,687		7,159
6月末日		209,719,443		7,081
7月末日		207,997,067		7,021
8月末日		199,870,646		6,988
9月末日		198,245,596		6,951
10月末日		202,947,091		7,114
11月末日		197,212,088		6,921
12月末日		198,674,359		7,010

（注）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

②分配の推移

期　　間		１万口当たりの分配金
第13特定期間	自　2011年11月26日 至　2012年 5月25日	270円
第14特定期間	自　2012年 5月26日 至　2012年11月26日	270円
第15特定期間	自　2012年11月27日 至　2013年 5月27日	120円
第16特定期間	自　2013年 5月28日 至　2013年11月25日	120円
第17特定期間	自　2013年11月26日 至　2014年 5月26日	120円
第18特定期間	自　2014年 5月27日 至　2014年11月25日	120円
第19特定期間	自　2014年11月26日 至　2015年 5月25日	120円
第20特定期間	自　2015年 5月26日 至　2015年11月25日	120円
第21特定期間	自　2015年11月26日 至　2016年 5月25日	120円
第22特定期間	自　2016年 5月26日 至　2016年11月25日	120円
第23特定期間	自　2016年11月26日 至　2017年 5月25日	120円
第24特定期間	自　2017年 5月26日 至　2017年11月27日	120円
第25特定期間	自　2017年11月28日 至　2018年 5月25日	120円
第26特定期間	自　2018年 5月26日 至　2018年11月26日	120円
第27特定期間	自　2018年11月27日 至　2019年 5月27日	120円
第28特定期間	自　2019年 5月28日 至　2019年11月25日	80円
第29特定期間	自　2019年11月26日 至　2020年 5月25日	60円
第30特定期間	自　2020年 5月26日 至　2020年11月25日	60円
第31特定期間	自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	60円
第32特定期間	自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日	60円

③収益率の推移

期　　間		収　益　率
第13特定期間	自　2011年11月26日 至　2012年 5月25日	3.6%
第14特定期間	自　2012年 5月26日 至　2012年11月26日	7.4%
第15特定期間	自　2012年11月27日 至　2013年 5月27日	18.7%
第16特定期間	自　2013年 5月28日 至　2013年11月25日	1.1%
第17特定期間	自　2013年11月26日 至　2014年 5月26日	1.8%
第18特定期間	自　2014年 5月27日 至　2014年11月25日	10.2%
第19特定期間	自　2014年11月26日 至　2015年 5月25日	△4.6%
第20特定期間	自　2015年 5月26日 至　2015年11月25日	△2.1%
第21特定期間	自　2015年11月26日 至　2016年 5月25日	△6.4%
第22特定期間	自　2016年 5月26日 至　2016年11月25日	△1.8%
第23特定期間	自　2016年11月26日 至　2017年 5月25日	2.0%
第24特定期間	自　2017年 5月26日 至　2017年11月27日	3.3%
第25特定期間	自　2017年11月28日 至　2018年 5月25日	△4.3%
第26特定期間	自　2018年 5月26日 至　2018年11月26日	0.7%
第27特定期間	自　2018年11月27日 至　2019年 5月27日	△0.5%
第28特定期間	自　2019年 5月28日 至　2019年11月25日	0.9%
第29特定期間	自　2019年11月26日 至　2020年 5月25日	1.6%
第30特定期間	自　2020年 5月26日 至　2020年11月25日	3.2%
第31特定期間	自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	4.4%
第32特定期間	自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日	△1.0%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

（4）設定及び解約の実績

期　間		設定口数	解約口数
第13特定期間	自　2011年11月26日 至　2012年 5月25日	2,816,148	184,060,841
第14特定期間	自　2012年 5月26日 至　2012年11月26日	9,581,621	165,986,598
第15特定期間	自　2012年11月27日 至　2013年 5月27日	12,694,788	266,737,060
第16特定期間	自　2013年 5月28日 至　2013年11月25日	2,222,522	121,684,048
第17特定期間	自　2013年11月26日 至　2014年 5月26日	5,955,368	223,151,463
第18特定期間	自　2014年 5月27日 至　2014年11月25日	2,027,535	81,955,403
第19特定期間	自　2014年11月26日 至　2015年 5月25日	2,826,942	67,781,404
第20特定期間	自　2015年 5月26日 至　2015年11月25日	732,929	26,224,755
第21特定期間	自　2015年11月26日 至　2016年 5月25日	1,247,638	27,673,527
第22特定期間	自　2016年 5月26日 至　2016年11月25日	2,849,764	29,613,926
第23特定期間	自　2016年11月26日 至　2017年 5月25日	631,623	60,196,810
第24特定期間	自　2017年 5月26日 至　2017年11月27日	529,144	18,524,527
第25特定期間	自　2017年11月28日 至　2018年 5月25日	552,876	44,497,423
第26特定期間	自　2018年 5月26日 至　2018年11月26日	1,297,606	20,591,530
第27特定期間	自　2018年11月27日 至　2019年 5月27日	749,100	23,497,178
第28特定期間	自　2019年 5月28日 至　2019年11月25日	3,053,863	35,724,630
第29特定期間	自　2019年11月26日 至　2020年 5月25日	3,911,861	32,580,444
第30特定期間	自　2020年 5月26日 至　2020年11月25日	729,320	25,330,231
第31特定期間	自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	654,962	44,001,752

第32特定期間	自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日	629,649	18,782,972

（注）上記は、すべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

《ご参考》パインブリッジ先進国債券マザーファンド

（1）投資状況

（2021年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	454,612,508	21.80
	フランス	407,939,185	19.57
	オーストラリア	279,555,020	13.41
	イギリス	189,225,063	9.08
	カナダ	182,882,323	8.77
	スウェーデン	179,898,840	8.63
	ドイツ	134,578,482	6.45
	小　計	1,828,691,421	87.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		256,284,956	12.29
合計（純資産総額）		2,084,976,377	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1．組入銘柄（2021年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT	2,500,000	16,440.81	411,020,363	16,317.56	407,939,185	6.000	2025/10/25	19.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	12,633.77	252,675,578	12,554.25	251,085,067	6.250	2023/8/15	12.04
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,100,000	9,759.30	204,945,421	9,833.64	206,506,448	4.750	2027/4/21	9.90
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,850,000	10,936.10	202,317,879	11,001.48	203,527,441	0.625	2027/11/30	9.76
イギリス	国債証券	UK TSY 0 1/8% 2026	1,250,000	15,184.96	189,812,025	15,138.00	189,225,063	0.125	2026/1/30	9.08
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	1,550,000	11,612.45	179,993,110	11,798.85	182,882,323	5.750	2029/6/1	8.77
スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	13,000,000	1,387.76	180,409,865	1,383.83	179,898,840	2.500	2025/5/12	8.63
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	740,000	18,349.70	135,787,824	18,186.28	134,578,482	6.500	2027/7/4	6.45
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	850,000	8,643.16	73,466,934	8,593.94	73,048,572	5.750	2022/7/15	3.50

（注）帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2．種類別及び業種別投資比率（2021年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	87.71

合計	87.71

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。以下同じ。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移 （過去10年間／2011年12月末～2021年12月末）

● 毎月タイプ

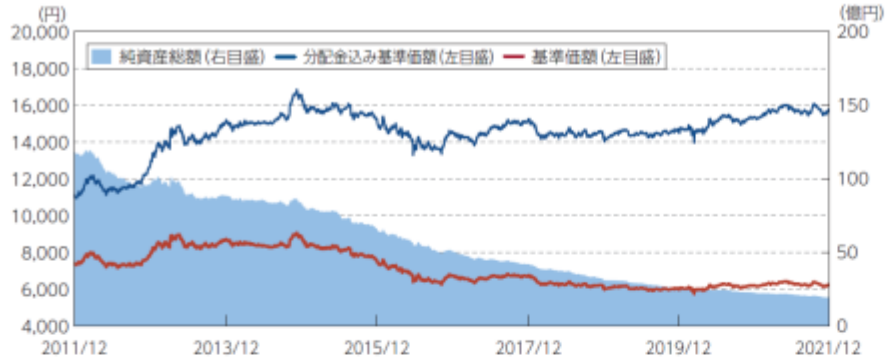

（2021年12月末現在）

基準価額
6,271円
純資産総額
1,974百万円

● 年金タイプ

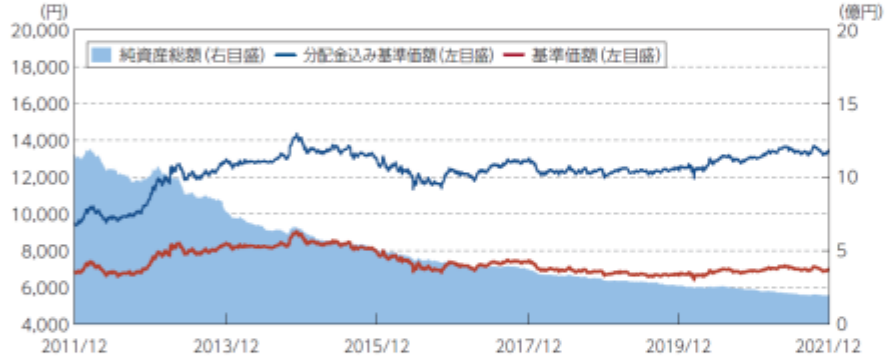

（2021年12月末現在）

基準価額
7,010円
純資産総額
198百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移 （1万口あたり、課税前）

● 毎月タイプ

2021年12月	10円	2021年6月	10円
2021年11月	10円	2021年5月	10円
2021年10月	10円	2021年4月	10円
2021年9月	10円	2021年3月	10円
2021年8月	10円	2021年2月	10円
2021年7月	10円	2021年1月	10円

直近1年間累計	120円
設定来累計	7,790円

● 年金タイプ

2021年11月	20円	2021年5月	20円
2021年9月	20円	2021年3月	20円
2021年7月	20円	2021年1月	20円

直近1年間累計	120円
設定来累計	5,270円

主要な資産の状況

● 毎月タイプ

（2021年12月末現在）

パインブリッジ先進国債券マザーファンド	96.03%
キャッシュ等	3.97%

● 年金タイプ

パインブリッジ先進国債券マザーファンド	94.98%
キャッシュ等	5.02%

● パインブリッジ先進国債券マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率（%）
フランス	FRANCE GOVERNMENT	6.000	2025/10/25	19.57
アメリカ	US TREASURY N/B	6.250	2023/ 8 /15	12.04
オーストラリア	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4.750	2027/ 4 /21	9.90
アメリカ	US TREASURY N/B	0.625	2027/11/30	9.76
イギリス	UK TSY 0 1/8% 2026	0.125	2026/ 1 /30	9.08
カナダ	CANADIAN GOVERNMENT	5.750	2029/ 6 / 1	8.77
スウェーデン	SWEDISH GOVERNMENT	2.500	2025/ 5 /12	8.63
ドイツ	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	6.500	2027/ 7 / 4	6.45
オーストラリア	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.750	2022/ 7 /15	3.50

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

（過去10年間／暦年ベース）

● 毎月タイプ

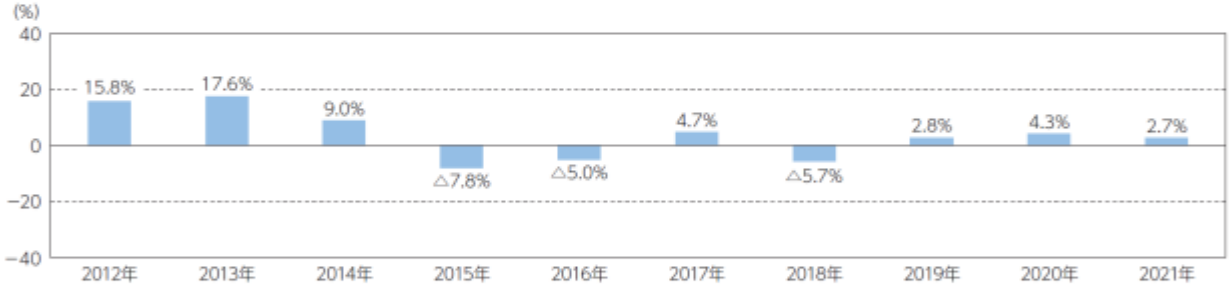

● 年金タイプ

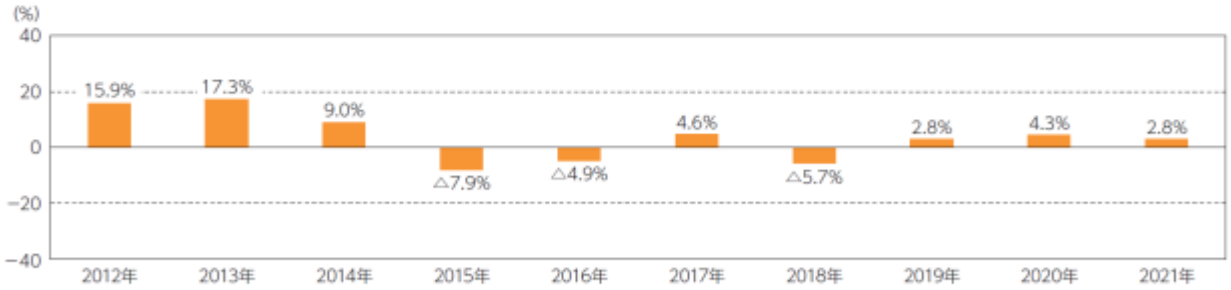

※ファンドの収益率は、分配金込み基準価額を基に算出しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

前記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得申込の受付

①申込期間　：　2022年2月25日（金）から2023年2月24日（金）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

②受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。

③運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことができます。

④取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（２）申込単位・申込価額

①各ファンドについて、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

＜分配金受取りコース＞　：　1万円以上1円単位

＜分配金再投資コース＞　：　1万円以上1円単位

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

②一部解約の実行請求の受付は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

③一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

④委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことができます。

⑤一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当

該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記③の規定に準じて算出された価額とします。

⑥解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

⑦解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

②マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額により評価します。実質組入外国債券の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社、銀行等が提示する価額（ただし、売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他　①信託の終了　をご参照ください。）

（4）【計算期間】

毎月タイプ：原則として、毎月26日から翌月25日までとします。

年金タイプ：原則として、1月26日から3月25日まで、3月26日から5月25日まで、5月26日から7月25日まで、7月26日から9月25日まで、9月26日から11月25日まで、11月26日から翌年1月25日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了

1）投資信託契約の解約

1. 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の投資信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２）投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

1. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記③信託約款の変更　４）に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３）受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

１）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
２）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
２）委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
３）前記２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
４）前記３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１）の信託約款を変更しません。
５）委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記１）から５）までの規定にしたがいます。

④公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（毎年5月、11月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ　　https://www.pinebridge.co.jp/

⑦信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧関係会社との契約の更改

・販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

＜分配金受取りコース＞の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜分配金再投資コース＞の収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受

益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」の第36特定期間（2021年5月26日から2021年11月25日まで）の財務諸表について、及びパインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」の第32特定期間（2021年5月26日から2021年11月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第35特定期間 (2021年5月25日現在)	第36特定期間 (2021年11月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,336,653	30,564,463
親投資信託受益証券	2,084,308,762	1,982,223,060
流動資産合計	2,195,645,415	2,012,787,523
資産合計	2,195,645,415	2,012,787,523
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,429,410	3,202,093
未払解約金	1,283,041	4,320,421
未払受託者報酬	95,963	95,395
未払委託者報酬	1,592,963	1,583,555
未払利息	152	41
流動負債合計	6,401,529	9,201,505
負債合計	6,401,529	9,201,505
純資産の部		
元本等		
元本	3,429,410,065	3,202,093,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,240,166,179	△1,198,507,390
（分配準備積立金）	31,424,191	32,741,078
元本等合計	2,189,243,886	2,003,586,018
純資産合計	2,189,243,886	2,003,586,018
負債純資産合計	2,195,645,415	2,012,787,523

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第35特定期間 自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	第36特定期間 自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	106,739,104	△12,085,702
営業収益合計	106,739,104	△12,085,702
営業費用		
支払利息	16,035	16,357
受託者報酬	610,423	583,388
委託者報酬	10,132,842	9,684,178
営業費用合計	10,759,300	10,283,923
営業利益又は営業損失（△）	95,979,804	△22,369,625
経常利益又は経常損失（△）	95,979,804	△22,369,625
当期純利益又は当期純損失（△）	95,979,804	△22,369,625
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	943,164	4,940
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,434,164,543	△1,240,166,179
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,263,401	85,699,519
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,263,401	85,699,519
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,045,850	1,797,638
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,045,850	1,797,638
分配金	21,255,827	19,868,527
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,240,166,179	△1,198,507,390

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第35特定期間 (2021年5月25日現在)	第36特定期間 (2021年11月25日現在)
1.期首元本額	3,748,360,093円	3,429,410,065円
期中追加設定元本額	5,457,889円	4,879,303円
期中一部解約元本額	324,407,917円	232,195,960円
2.受益権の総数	3,429,410,065口	3,202,093,408口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,240,166,179円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,198,507,390円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第35特定期間 自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	第36特定期間 自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日
分配金の計算過程		
	[2020年11月26日から 2020年12月25日まで の計算期間]	[2021年5月26日から 2021年6月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,151,107円	4,063,831円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,364,452円	1,306,523円
分配準備積立金額	26,789,992円	31,241,390円
当ファンドの分配対象収益額	33,305,551円	36,611,744円
当ファンドの期末残存口数	3,691,430,097口	3,410,255,171口
1万口当たり収益分配対象額	90.22円	107.35円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	3,691,430円	3,410,255円
	[2020年12月26日から 2021年 1月25日まで の計算期間]	[2021年6月26日から 2021年7月26日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,221,545円	3,652,501円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,345,219円	1,302,729円
分配準備積立金額	27,675,675円	31,589,710円
当ファンドの分配対象収益額	33,242,439円	36,544,940円
当ファンドの期末残存口数	3,617,370,466口	3,378,432,183口
1万口当たり収益分配対象額	91.89円	108.17円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	3,617,370円	3,378,432円
	[2021年1月26日から 2021年2月25日まで の計算期間]	[2021年7月27日から 2021年8月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,421,621円	3,558,294円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,335,368円	1,297,406円
分配準備積立金額	27,901,174円	31,500,062円
当ファンドの分配対象収益額	34,658,163円	36,355,762円
当ファンドの期末残存口数	3,569,832,424口	3,340,759,030口
1万口当たり収益分配対象額	97.08円	108.82円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	3,569,832円	3,340,759円

	[2021年2月26日から2021年3月25日までの計算期間]	[2021年8月26日から2021年9月27日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,471,403円	3,843,452円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,313,993円	1,283,782円
分配準備積立金額	29,098,290円	31,174,786円
当ファンドの分配対象収益額	33,883,686円	36,302,020円
当ファンドの期末残存口数	3,492,119,839口	3,284,377,097口
1万口当たり収益分配対象額	97.02円	110.52円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	3,492,119円	3,284,377円
	[2021年3月26日から2021年4月26日までの計算期間]	[2021年 9月28日から2021年10月25日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,748,054円	4,670,280円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,307,908円	1,279,567円
分配準備積立金額	28,767,183円	31,419,395円
当ファンドの分配対象収益額	34,823,145円	37,369,242円
当ファンドの期末残存口数	3,455,666,161口	3,252,611,189口
1万口当たり収益分配対象額	100.77円	114.88円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	3,455,666円	3,252,611円
	[2021年4月27日から2021年5月25日までの計算期間]	[2021年10月26日から2021年11月25日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,029,538円	3,623,836円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,305,812円	1,268,135円
分配準備積立金額	29,824,063円	32,319,335円
当ファンドの分配対象収益額	36,159,413円	37,211,306円
当ファンドの期末残存口数	3,429,410,065口	3,202,093,408口
1万口当たり収益分配対象額	105.43円	116.20円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	3,429,410円	3,202,093円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第35特定期間 自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	第36特定期間 自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第35特定期間 (2021年5月25日現在)	第36特定期間 (2021年11月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	第35特定期間 (2021年5月25日現在)	第36特定期間 (2021年11月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	34,685,116	△28,698,294
合計	34,685,116	△28,698,294

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第35特定期間 (2021年5月25日現在)	第36特定期間 (2021年11月25日現在)
1口当たり純資産額	0.6384円	0.6257円
(1万口当たり純資産額)	(6,384円)	(6,257円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表（2021年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	1,275,479,738	1,982,223,060	
合計			1,275,479,738	1,982,223,060	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第31特定期間 (2021年5月25日現在)	第32特定期間 (2021年11月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,663,556	12,079,191
親投資信託受益証券	203,889,393	187,714,461
流動資産合計	216,552,949	199,793,652
資産合計	216,552,949	199,793,652
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	606,097	569,790
未払受託者報酬	20,136	17,856
未払委託者報酬	334,273	296,392
未払利息	17	16
流動負債合計	960,523	884,054
負債合計	960,523	884,054
純資産の部		
元本等		
元本	303,048,505	284,895,182
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△87,456,079	△85,985,584
（分配準備積立金）	7,475,390	7,464,355
元本等合計	215,592,426	198,909,598
純資産合計	215,592,426	198,909,598
負債純資産合計	216,552,949	199,793,652

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第31特定期間 自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	第32特定期間 自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	10,735,658	△1,174,932
営業収益合計	10,735,658	△1,174,932
営業費用		
支払利息	1,737	2,349
受託者報酬	61,848	56,704
委託者報酬	1,026,664	941,167
営業費用合計	1,090,249	1,000,220
営業利益又は営業損失（△）	9,645,409	△2,175,152
経常利益又は経常損失（△）	9,645,409	△2,175,152
当期純利益又は当期純損失（△）	9,645,409	△2,175,152
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	138,827	△40,095
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△108,392,385	△87,456,079
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,542,424	5,524,832
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,542,424	5,524,832
剰余金減少額又は欠損金増加額	198,951	186,703
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	198,951	186,703
分配金	1,913,749	1,732,577
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△87,456,079	△85,985,584

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第31特定期間 (2021年5月25日現在)	第32特定期間 (2021年11月25日現在)
1.期首元本額	346,395,295円	303,048,505円
期中追加設定元本額	654,962円	629,649円
期中一部解約元本額	44,001,752円	18,782,972円
2.受益権の総数	303,048,505口	284,895,182口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は87,456,079円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は85,985,584円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第31特定期間 自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	第32特定期間 自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日
分配金の計算過程		
	[2020年11月26日から 2021年 1月25日まで の計算期間]	[2021年5月26日から 2021年7月26日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	948,114円	725,394円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,193,044円	1,069,040円
分配準備積立金額	7,198,190円	7,302,343円
当ファンドの分配対象収益額	9,339,348円	9,096,777円
当ファンドの期末残存口数	335,103,808口	296,220,527口
1万口当たり収益分配対象額	278.70円	307.09円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	670,207円	592,441円
	[2021年1月26日から 2021年3月25日まで の計算期間]	[2021年7月27日から 2021年9月27日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	989,214円	679,529円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,139,703円	1,035,802円
分配準備積立金額	7,105,937円	7,151,703円
当ファンドの分配対象収益額	9,234,854円	8,867,034円
当ファンドの期末残存口数	318,722,892口	285,173,302口
1万口当たり収益分配対象額	289.74円	310.93円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	637,445円	570,346円
	[2021年3月26日から 2021年5月25日まで の計算期間]	[2021年 9月28日から 2021年11月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	995,334円	785,064円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,088,717円	1,039,729円
分配準備積立金額	7,086,153円	7,249,081円
当ファンドの分配対象収益額	9,170,204円	9,073,874円
当ファンドの期末残存口数	303,048,505口	284,895,182口
1万口当たり収益分配対象額	302.59円	318.49円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	606,097円	569,790円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第31特定期間 自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	第32特定期間 自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第31特定期間 (2021年5月25日現在)	第32特定期間 (2021年11月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	第31特定期間 (2021年5月25日現在)	第32特定期間 (2021年11月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,410,816	1,703,091
合計	4,410,816	1,703,091

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第31特定期間 (2021年5月25日現在)	第32特定期間 (2021年11月25日現在)
1口当たり純資産額	0.7114円	0.6982円
(1万口当たり純資産額)	(7,114円)	(6,982円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表（2021年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	120,786,604	187,714,461	
合計			120,786,604	187,714,461	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(2021年5月25日現在)	(2021年11月25日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		94,323,560	151,596,020
金銭信託		962,125	698,557
コール・ローン		81,790,023	79,514,623
国債証券		2,080,528,502	1,919,809,221
未収利息		30,439,115	18,300,781
前払費用		213,065	－
流動資産合計		2,288,256,390	2,169,919,202
資産合計		2,288,256,390	2,169,919,202
負債の部			
流動負債			
未払利息		112	108
流動負債合計		112	108
負債合計		112	108
純資産の部			
元本等			
元本		1,464,540,551	1,396,266,342
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		823,715,727	773,652,752
元本等合計		2,288,256,278	2,169,919,094
純資産合計		2,288,256,278	2,169,919,094
負債純資産合計		2,288,256,390	2,169,919,202

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月26日から11月25日まで、および11月26日から翌年5月25日までであります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2021年5月25日現在)	(2021年11月25日現在)
1.期首元本額	1,802,403,547円	1,464,540,551円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	337,862,996円	68,274,209円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」	1,334,042,987円	1,275,479,738円
パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」	130,497,564円	120,786,604円
合計	1,464,540,551円	1,396,266,342円
2.受益権の総数	1,464,540,551口	1,396,266,342口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2020年11月26日 至　2021年 5月25日	自　2021年 5月26日 至　2021年11月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年5月25日現在)	(2021年11月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	(2021年5月25日現在)	(2021年11月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△66,955,839	△47,973,538
合計	△66,955,839	△47,973,538

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(2021年5月25日現在)	(2021年11月25日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5624円 (15,624円)	1.5541円 (15,541円)

(3)附属明細表

第1　有価証券明細表（2021年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券	US TREASURY N/B	6.2500% 08/15/2023	2,000,000.00	2,196,796.88	
		US TREASURY N/B	0.6250% 11/30/2027	2,200,000.00	2,091,890.63	
	計			4,200,000.00	4,288,687.51	
					(494,614,330)	
小計					4,288,687.51	
					(494,614,330)	
カナダ・ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	5.7500% 06/01/2029	1,700,000.00	2,192,564.80	
	計			1,700,000.00	2,192,564.80	
					(199,808,430)	
小計					2,192,564.80	
					(199,808,430)	
ユーロ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	6.5000% 07/04/2027	840,000.00	1,181,058.48	
		FRANCE GOVERNMENT	6.0000% 10/25/2025	2,500,000.00	3,149,340.00	
	計			3,340,000.00	4,330,398.48	
					(559,833,915)	
小計					4,330,398.48	
					(559,833,915)	
英国ポンド	国債証券	UK TSY 0 1/8% 2026	0.1250% 01/30/2026	1,250,000.00	1,222,700.50	
	計			1,250,000.00	1,222,700.50	
					(188,173,606)	
小計					1,222,700.50	
					(188,173,606)	
スウェーデン・クローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	2.5000% 05/12/2025	13,800,000.00	15,032,472.20	
	計			13,800,000.00	15,032,472.20	
					(190,311,098)	
小計					15,032,472.20	
					(190,311,098)	
オーストラリア・ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.7500% 07/15/2022	850,000.00	880,687.29	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4.7500% 04/21/2027	2,200,000.00	2,573,799.38	
	計			3,050,000.00	3,454,486.67	
					(287,067,842)	
小計					3,454,486.67	
					(287,067,842)	
合計					1,919,809,221	
					(1,919,809,221)	

（注）1.通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。
2.合計欄の記載は邦貨額であり、（　　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	国債証券	2銘柄	100.0%	25.8%
カナダ・ドル	国債証券	1銘柄	100.0%	10.4%
ユーロ	国債証券	2銘柄	100.0%	29.1%
英国ポンド	国債証券	1銘柄	100.0%	9.8%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	100.0%	9.9%
オーストラリア・ドル	国債証券	2銘柄	100.0%	15.0%

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

《1》パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」

（2021年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	1,974,807,311 円
Ⅱ　負債総額	156,591 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,974,650,720 円
Ⅳ　発行済数量	3,148,899,534 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.6271 円 （6,271 円）

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下同じ。）

《2》パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」

（2021年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	198,857,178 円
Ⅱ　負債総額	182,819 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	198,674,359 円
Ⅳ　発行済数量	283,403,021 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.7010 円 （7,010 円）

（ご参考）パインブリッジ先進国債券マザーファンド

（2021年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	2,084,976,485 円
Ⅱ　負債総額	108 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,084,976,377 円
Ⅳ　発行済数量	1,334,624,362 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.5622 円 （15,622 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（１）名義書換

該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】
（2021年12月末日現在）

・資本金の額　1,000,000,000円
・会社が発行する株式の総数　50,000株
・発行済株式総数　42,000株
・資本金の額の増減（最近5年間）
2018年 3月 5日　500,000,000円増加。
・会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。
取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

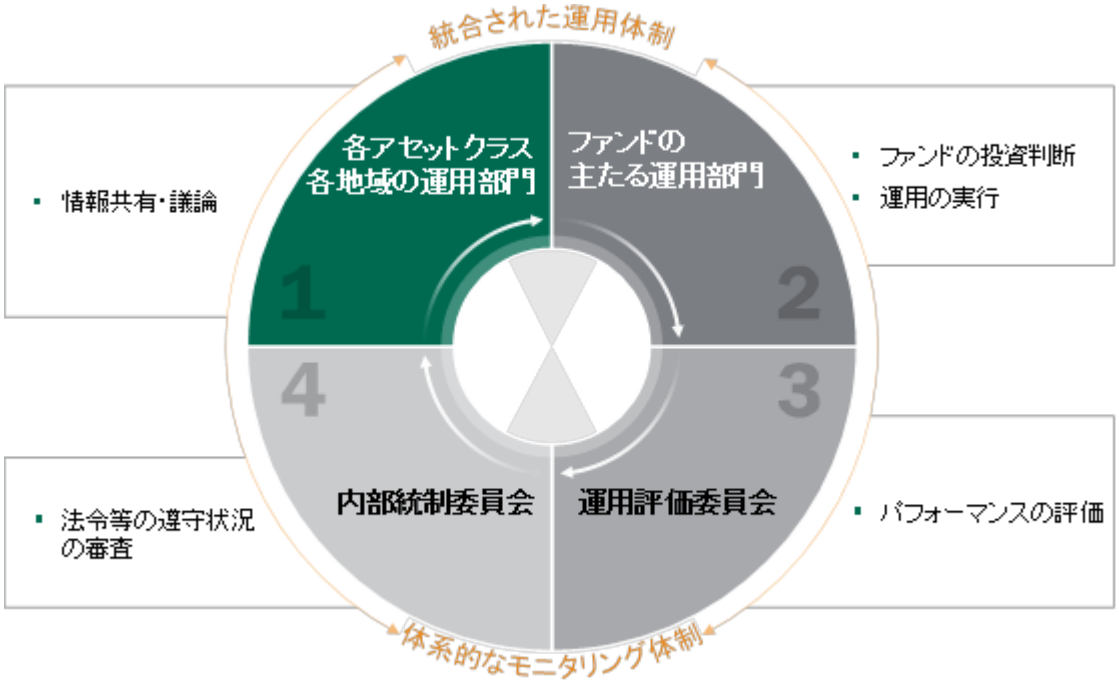

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

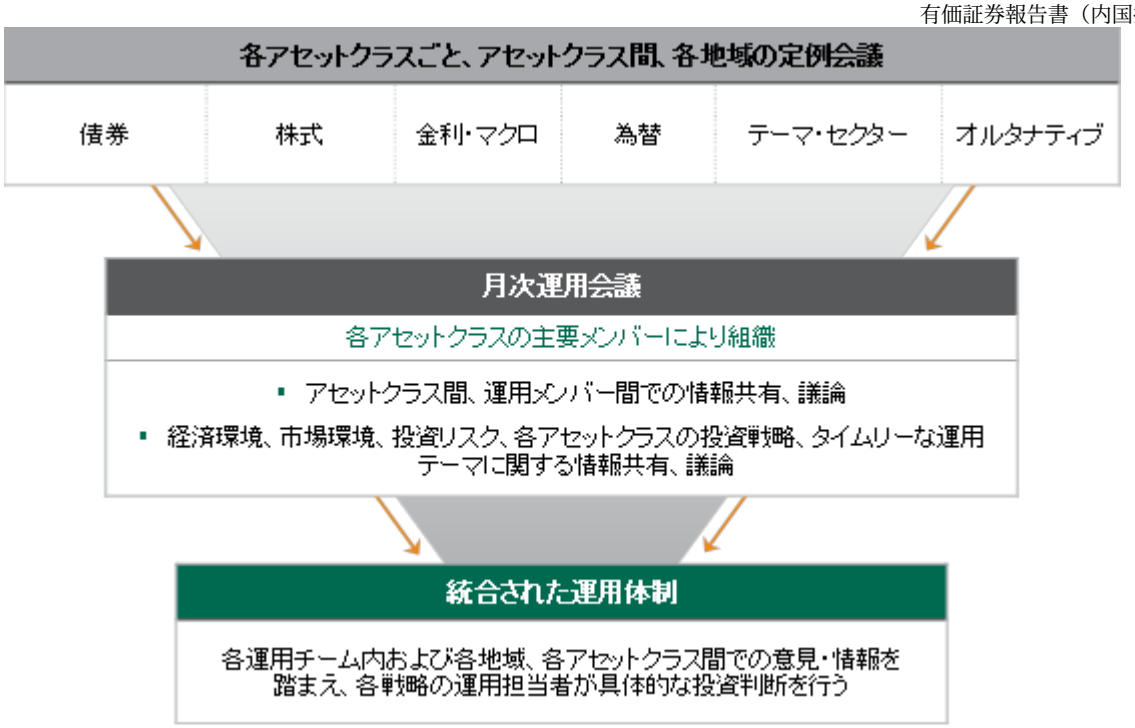

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2021年12月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	16	39,670 百万円
追加型株式投資信託	55	308,293 百万円
合計	71	347,964 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3．当社は、第36期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、第37期事業年度に係る中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1.財務諸表
(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第35期 （2019年12月31日現在）		第36期 （2020年12月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		509,244		792,111
短期貸付金		700,000		500,000
前払金		1,802		1,791
前払費用		21,559		30,575
未収入金		66,346		172,043
未収委託者報酬		449,886		407,943
未収運用受託報酬		266,278		265,337
未収還付法人税等		17,556		-
立替金		3,462		6,848
未収収益		1,347		992
流動資産合計		2,037,483		2,177,643
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	0	*1	0
工具器具備品	*1	0	*1	0
有形固定資産合計		0		0
無形固定資産				
電話加入権		0		0
無形固定資産合計		0		0
投資その他の資産				
投資有価証券		958		-
関係会社株式		164,013		164,013
敷金保証金		109,816		109,816
預託金		74		74
繰延税金資産		81,814		72,366
投資その他の資産合計		356,678		346,271
固定資産合計		356,678		346,271
資産合計		2,394,162		2,523,915

（単位:千円）

	第35期 （2019年12月31日現在）	第36期 （2020年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	18,935	20,227
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	165,228	155,092
その他未払金	120,558	169,307
未払費用	492,902	570,920
未払役員賞与	35,110	70,421
未払法人税等	2,759	18,718
未払消費税等	29,005	71,772
リース債務	3,822	3,860
流動負債合計	868,561	1,080,560
固定負債		
賞与引当金	77,360	90,700
役員賞与引当金	15,849	20,245
退職給付引当金	80,317	80,768
役員退職慰労引当金	4,178	4,959
リース債務	13,020	9,159
固定負債合計	190,725	205,833
負債合計	1,059,286	1,286,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 219,029	△ 316,468
利益剰余金合計	276,083	178,644
株主資本合計	1,334,959	1,237,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 84	-
評価・換算差額等合計	△ 84	-
純資産合計	1,334,875	1,237,521
負債・純資産合計	2,394,162	2,523,915

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第35期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第36期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,530,890	2,590,929
運用受託報酬	1,201,694	1,196,595
その他営業収益	185,874	233,542
営業収益合計	3,918,459	4,021,068
営業費用		
支払手数料	1,037,516	1,071,226
広告宣伝費	15,268	12,735
調査費		
調査費	543,109	523,432
委託調査費	851,849	933,686
営業雑経費		
通信費	9,819	10,199
印刷費	61,544	51,441
協会費	5,693	5,417
図書費	1,627	1,455
その他	12,530	-
営業費用合計	2,538,961	2,609,594
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	689,368	657,598
賞与	204,183	182,711
役員賞与	33,355	56,845
賞与引当金繰入	38,699	59,509
役員賞与引当金繰入	8,587	19,050
交際費	1,922	973
寄付金	-	281
旅費交通費	12,949	3,593
租税公課	23,793	28,069
不動産賃借料	173,435	174,274
退職給付費用	39,758	43,381
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	9,669	1,345
業務委託費	259,971	181,687
諸経費	54,371	47,990
一般管理費合計	1,589,446	1,496,692
営業利益又は営業損失（△）	△ 209,947	△ 85,218
営業外収益		
受取利息	7,237	6,270
受取配当金	13	3
為替差益	6,172	4,907

雑収入		784		281
営業外収益合計		14,208		11,463
営業外費用				
支払利息		137		154
投資有価証券償還損		-		85
営業外費用合計		137		240
経常利益又は経常損失（△）		△ 195,877		△ 73,996
特別損失				
固定資産除却損	*1	7		-
減損損失	*2	55,969	*1	8,754
退職特別加算金		15,435		-
投資有価証券償還損		31		-
特別損失合計		71,443		8,754
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△ 267,320		△ 82,750
法人税、住民税及び事業税		1,092		5,239
法人税等調整額		3,630		9,448
法人税等合計		4,722		14,688
当期純利益又は当期純損失（△）		△ 272,043		△ 97,438

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642
当期変動額												
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	-	-	△ 272,043
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	276	276
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	276	276	△ 271,766
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	△ 219,029	276,083	1,334,959	△ 84	△ 84	1,334,875

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 219,029	276,083	1,334,959	△ 84	△ 84	1,334,875
当期純損失（△）	-	-	-	-	-	△ 97,438	△ 97,438	△ 97,438	-	-	△ 97,438
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	84	84	84
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 97,438	△ 97,438	△ 97,438	84	84	△ 97,354
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）

・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年3月31日）

(1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号　2020年3月31日）

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第35期 2019年12月31日現在	第36期 2020年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　141,905千円 工具器具備品　118,436千円 リース資産　19,353千円 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　141,905千円 工具器具備品　120,466千円 リース資産　19,353千円 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

（損益計算書関係）

<table>
<tr><th>第35期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日</th><th>第36期
自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日</th></tr>
<tr><td>*1　固定資産除却損は、建物附属設備7千円であります。

*2　減損損失
（1）減損損失を認識した資産または資産グループの概要
<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権</td></tr></table>
（2）減損損失を認識するに至った経緯
当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。

（3）減損損失の金額
減損損失の内訳は、建物附属設備26,617千円、工具器具備品8,063千円、リース資産16,450千円、ソフトウエア962千円、電話加入権3,875千円であります。

（4）資産のグルーピングの方法
全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。

（5）回収可能価額の算定方法
事業用資産ついては正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</td><td>*1　減損損失
（1）減損損失を認識した資産または資産グループの概要
<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>工具器具備品、ソフトウェア</td></tr></table>
（2）減損損失を認識するに至った経緯
当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。

（3）減損損失の金額
減損損失の内訳は、工具器具備品1,894千円、ソフトウエア6,859千円であります。

（4）資産のグルーピングの方法
全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。

（5）回収可能価額の算定方法
事業用資産ついては正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</td></tr>
</table>

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
合　計	42,000 株	-	-	42,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第36期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4.配当に関する事項

該当事項はありません

（リース取引関係）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産　主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産　主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1）現金・預金	509,244	509,244	-
2）短期貸付金	700,000	700,000	-
3）未収入金	66,346	66,346	-
4）未収委託者報酬	449,886	449,886	-
5）未収運用受託報酬	266,278	266,278	-
6）未収収益	1,347	1,347	-
7）投資有価証券	958	958	-
資産計	1,994,062	1,994,062	-
1）未払手数料	165,228	165,228	-
2）その他未払金	120,558	120,558	-
3）未払費用	492,902	492,902	-
4）リース債務（※1）	16,842	16,842	-
負債計	795,531	795,531	-

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）短期貸付金、3）未収入金、4）未収委託者報酬 、5)未収運用受託報酬、6)未収収益

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7）投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1）未払手数料、2)その他未払金、3)未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1）現金・預金	509,244	-	-	-
2）短期貸付金	700,000	-	-	-
3）未収入金	66,346	-	-	-
4）未収委託者報酬	449,886	-	-	-
5）未収運用受託報酬	266,278	-	-	-
6）未収収益	1,347	-	-	-
合計	1,993,103	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4）リース債務	3,822	13,020	-	-
合計	3,822	13,020	-	-

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理
当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1）現金・預金	792,111	792,111	-
2）短期貸付金	500,000	500,000	-
3）未収入金	172,043	172,043	-
4）未収委託者報酬	407,943	407,943	-
5）未収運用受託報酬	265,337	265,337	-
6）未収収益	992	992	-
資産計	2,138,428	2,138,428	-
1）未払手数料	155,092	155,092	-
2）その他未払金	169,307	169,307	-
3）未払費用	570,920	570,920	-
4）リース債務（※1）	13,020	13,020	-
負債計	908,341	908,341	-

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）短期貸付金、3）未収入金、4）未収委託者報酬 、5)未収運用受託報酬、6)未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1）未払手数料、2）その他未払金、3）未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1）現金・預金	792,111	-	-	-
2）短期貸付金	500,000	-	-	-
3）未収入金	172,043	-	-	-
4）未収委託者報酬	407,943	-	-	-
5）未収運用受託報酬	265,337	-	-	-
6）未収収益	992	-	-	-
合計	2,138,428	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4）リース債務	3,860	9,159	-	-
合計	3,860	9,159	-	-

（有価証券関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	958	1,042	△ 84

3.当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第36期（2020年12月31日現在）

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（退職給付関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,579
退職給付費用	10,983
退職給付の支払額	△ 10,246
期末における退職給付引当金	80,317

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

退職給付引当金	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,983千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,774千円でありました。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	80,317
退職給付費用	10,764
退職給付の支払額	△ 10,313
期末における退職給付引当金	80,768

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768

退職給付引当金	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,764千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。

（税効果会計関係）

第35期
2019年12月31日現在

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	（単位：千円）
税務上の繰越欠損金（注）2	562,636
未払金否認	10,895
未払賞与・賞与引当金否認	89,042
退職給付引当金否認	24,596
役員退職慰労引当金否認	1,279
減損損失	17,140
資産除去債務	20,951
その他	9,969
繰延税金資産小計	736,512
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 562,636
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 92,061
評価性引当額小計（注）1	△ 654,697
繰延税金資産合計	81,814
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	81,814

（注）1　繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じた主な理由は、当期純損失による税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
評価性引当額	△ 157,980	△ 194,576	-	-	-	△ 210,080	△ 562,636
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△4.7%
住民税均等割	△1.4%
評価性引当額	△24.6%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.8%

第36期
2020年12月31日現在

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産　　**（単位：千円）**

税務上の繰越欠損金（注）2	404,598
未払金否認	11,242
未払賞与・賞与引当金否認	95,288
退職給付引当金否認	24,731
役員退職慰労引当金否認	1,518
減損損失	18,792
資産除去債務	20,948
その他	9,004
繰延税金資産小計	586,125
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 404,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 109,161
評価性引当額小計（注）1	△ 513,759
繰延税金資産合計	72,366
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	72,366

（注）1　繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額155,128千円の繰越期限切れによるものです。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
評価性引当額	△ 194,548	-	-	-	△ 100,173	△ 109,876	△ 404,598
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

第35期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,530,890	1,201,694	185,874

（2）地域毎の情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,457,846	206,738	213,081	40,793	3,918,459

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	522,602

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第36期
自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,590,929	1,196,595	233,542

（2）地域毎の情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,614,518	247,014	146,251	13,283	4,021,068

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

（単位:千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	678,719

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（関連当事者情報）

第35期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1.関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 700,000	短期貸付金	千円 700,000
								受取利息 *5	千円 7,159	未収収益	千円 1,348
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 361,022	未収入金	千円 3,201
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 279,387	未収入金	千円 52,779
								委託調査費の支払 *4	千円 348,860	未払費用	千円 62,038
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 211,539	未払費用	千円 43,784
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 205,254	未収運用受託報酬	千円 28,970
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	70,969	その他未払金	10,191
									千円		千円
								委託調査費の支払 *4	29,493	未払費用	5,742

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊5　金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第36期（自2020年1月1日　至2020年12月31日）

1.関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 364,048	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 500,000	短期貸付金	千円 500,000
								受取利息 *5	千円 6,187	未収収益	千円 992
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 199,017	未収入金	千円 95,976
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 312,108	未収入金	千円 39,898
								委託調査費の支払 *4	千円 354,326	未払費用	千円 63,555
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 225,237	未払費用	千円 37,047
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 138,787	未収運用受託報酬	千円 24,087
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	105,862	その他未払金	64,579
親会社の親会社	パインブリッジ・インベストメンツ LP	アメリカ、ニューヨーク州	千US$ 53,152	持株会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 17,732	その他未払金	千円 17,732

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊5　金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（１株当たり情報）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	31,782円74銭	1株当たり純資産額	29,464円79銭
1株当たり当期純損失金額	6,477円21銭	1株当たり当期純損失金額	2,319円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
当期純損失	272,043 千円	当期純損失	97,438 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	272,043 千円	普通株主に係る当期純損失	97,438 千円

普通株式の期中平均株式数	**42,000 株**	**普通株式の期中平均株式数**	**42,000 株**

（重要な後発事象）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2.中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第37期中間会計期間末 （2021年6月30日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		603,775
短期貸付金		500,000
前払費用		52,626
未収入金		48,031
未収委託者報酬		405,846
未収運用受託報酬		233,969
立替金		10,952
未収収益		886
流動資産合計		1,856,088
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	0
工具器具備品	*1	564
有形固定資産合計		564
無形固定資産		
電話加入権		0
無形固定資産合計		0
投資その他の資産		
投資有価証券		2,034
関係会社株式		164,013
敷金保証金		109,816
預託金		74
繰延税金資産		40,758
投資その他の資産合計		316,699
固定資産合計		317,263
資産合計		2,173,352

（単位:千円）

		第37期中間会計期間末 （2021年6月30日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金		17,616
未払収益分配金		240
未払手数料		147,299
その他未払金		141,312
未払費用		245,023
未払法人税等		12,025
未払消費税等	*2	34,702
賞与引当金		153,946
リース債務		3,880
流動負債合計		756,047
固定負債		
賞与引当金		90,810
退職給付引当金		85,982
役員退職慰労引当金		5,349
リース債務		7,214
固定負債合計		189,357
負債合計		945,405
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		58,876
資本剰余金合計		58,876
利益剰余金		
利益準備金		265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		230,000
繰越利益剰余金		△ 326,076
利益剰余金合計		169,036
株主資本合計		1,227,912
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		34
評価・換算差額等合計		34
純資産合計		1,227,947
負債・純資産合計		2,173,352

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

第37期　中間会計期間
(自2021年 1月 1日
至2021年 6月30日)

営業収益		
委託者報酬		1,209,351
運用受託報酬		658,980
その他営業収益		75,915
営業収益合計		1,944,246
営業費用及び一般管理費	*1	1,919,661
営業利益		24,585
営業外収益		
受取利息		2,668
雑収入		170
営業外収益合計		2,839
営業外費用		
支払利息		63
為替差損		4,160
営業外費用合計		4,224
経常利益		23,199
税引前中間純利益		23,199
法人税、住民税及び事業税		1,200
法人税等調整額		31,607
法人税等合計		32,808
中間純損失（△）		△ 9,608

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間　（自2021年1月1日　至2021年6月30日）

（単位:千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521
当中間期変動額											
中間純損失（△）	-	-	-	-	-	△ 9,608	△ 9,608	△ 9,608	-	-	△ 9,608
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	34	34	34
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 9,608	△ 9,608	△ 9,608	34	34	△ 9,574
当中間期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 326,076	169,036	1,227,912	34	34	1,227,947

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員及び役員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として中間会計期間末日の直物為替相場による円換算額を付しております。
5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第37期　中間会計期間末 2021年6月30日現在
*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　141,905 千円 工具器具備品　120,518 千円 リース資産　19,353 千円 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 *2.消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第37期　中間会計期間 自　2021年1月 1日 至　2021年6月30日
*1.　減価償却実施額 有形固定資産　51 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期　中間会計期間 自　2021年1月 1日 至　2021年6月30日
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2.自己株式に関する事項　該当事項はありません

3.新株予約権等に関する事項　該当事項はありません

4.配当に関する事項　該当事項はありません

（リース取引関係）

第37期　中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産　主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第37期　中間会計期間末（2021年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1)　現金・預金	603,775	603,775	-
2)　短期貸付金	500,000	500,000	-
3)　未収入金	48,031	48,031	-
4)　未収委託者報酬	405,846	405,846	-
5)　未収運用受託報酬	233,969	233,969	-
6)　未収収益	886	886	-
7)　投資有価証券	2,034	2,034	-
資産計	1,794,544	1,794,544	-
1)　未払手数料	147,299	147,299	-
2)　その他未払金	141,312	141,312	-
3)　未払費用	245,023	245,023	-
4)　リース債務（※1）	11,094	11,094	-
負債計	544,730	544,730	-

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）短期貸付金、3）未収入金、4）未収委託者報酬 、5）未収運用受託報酬、6）未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7）投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1）未払手数料、2）その他未払金、3）未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）リース債務

時価については、元利金の合計額から利息相当額を差し引いた価額を帳簿価額としており、当該帳簿価額によっております。

（注2）子会社株式（中間貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。また、敷金保証金（中間貸借対照表計上額109,816千円）も償還予定を合理的に見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)　現金・預金	603,775	-	-	-
2)　短期貸付金	500,000	-	-	-
3)　未収入金	48,031	-	-	-
4)　未収委託者報酬	405,846	-	-	-
5)　未収運用受託報酬	233,969	-	-	-
6)　未収収益	886	-	-	-
合計	1,792,509	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4)　リース債務	3,880	7,214	-	-
合計	3,880	7,214	-	-

（有価証券関係）

第37期　中間会計期間末
2021年6月30日現在

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	164,013
合計	164,013

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,034	2,000	34
	小計	2,034	2,000	34
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,034	2,000	34

（セグメント情報等）

第37期 中間会計期間
自 2021年1月 1日
至 2021年6月30日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	1,209,351	658,980	75,915

（2）地域毎の情報

①営業収益

（単位:千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
1,769,596	82,564	84,488	7,596	1,944,246

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報　（単位:千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	382,256

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（１株当たり情報）

第37期 中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
1株当たり純資産額	29,236円 85銭
1株当たり中間純損失	228円 76銭

（注）

1.当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失	9,608 千円
普通株式に係る中間純損失	9,608 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	-
普通株式の期中平均株式数	42,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5）上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 2021年9月末日現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 2021年9月末日現在	事業の内容
株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

（２）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

≪参考情報≫再信託受託会社の概要

名称　　：　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金　　：　10,000百万円（2021年9月末日現在）

資本構成　　：　三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%

業務の内容　　：　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第３【参考情報】

2021年 6月 4日　　臨時報告書　提出
2021年 8月 6日　　臨時報告書　提出
2021年 8月24日　　有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書　提出
2021年10月 6日　　臨時報告書　提出

独立監査人の監査報告書

２０２１年3月２３日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丘本　正彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　志保

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２０年1月１日から２０２０年１２月３１日までの第３６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２０年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２２年1月１２日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊藤 志保

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」の２０２１年５月２６日から２０２１年１１月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」の２０２１年１１月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入

手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２２年1月１２日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊藤 志保

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」の２０２１年５月２６日から２０２１年１１月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」の２０２１年１１月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入

手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２１年9月２２日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２１年1月1日から２０２１年１２月３１日までの第３７期事業年度の中間会計期間（２０２１年1月1日から２０２１年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２１年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２１年1月1日から２０２１年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手

続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。